

許可等申請手続きにかかる手数料納付方法の変更について

岐阜県証紙の廃止に伴い、各種申請にかかる手数料の納付方法が変更されます。

●開始日

令和7年10月1日（水）から

●新たに対応する納付方法

クレジットカード、電子マネー（交通系ICカード含）、各種コード決済（PayPay等）



●納付場所

岐阜県警察本部2階 広報県民課情報公開窓口に設置の端末
（検定受付時に、係員がご案内します）

●支払証明について

支払証明の方法に関しては現在検討中です。詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

●注意事項

決済方法のうち、「電子マネー」「各種コード決済」については、警察本部の端末では残高のチャージ（積み増し）ができません。残高に不足が無いよう、予めご準備をお願いします。

●その他

岐阜県収入証紙は、令和7年12月31日をもって販売を終了します。

販売終了後も、令和8年9月30日まではこれまでどおり使用可能です。

事前に購入している岐阜県収入証紙について買戻し（還付）を希望される方は、岐阜県出納管理課、又は証紙を販売している県の機関にお問い合わせをお願いします。